

令和4年10月27日

担 当 課	児童生徒支援課
直 通 電 話	3339
電 話 番 号	894-3339
担 当 者	堀、野茂

令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

このことについて、本県の状況をお知らせします。

本資料は、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の調査票情報を利用して独自に集計したものです。

なお、数値については、国立、私立学校を除いた公立学校の数値です。（※2（4）のいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数については、国公立・小・中・高・特別支援学校合計の値です。）

1 暴力行為について

（1）「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が起こした暴力行為」で、「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」（対教師、生徒間を除く）、「器物損壊」の四形態をいう。

（2）発生件数

（単位：件）

	小 学 校		中 学 校		高等学校		計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
R元	42,548 (6.8)	150 (2.2)	27,120 (9.1)	245 (7.3)	4,564 (2.1)	44 (1.7)	74,232 (6.5)	439 (3.4)
R2	40,292 (6.5)	254 (3.7)	20,509 (6.9)	227 (6.8)	2,790 (1.3)	25 (1.0)	63,591 (5.6)	506 (4.0)
R3	47,087 (7.7)	247 (3.7)	23,583 (7.9)	272 (8.1)	2,706 (1.3)	21 (0.9)	73,376 (6.6)	540 (4.3)

（ ）内の数字は1,000人あたりの発生件数

○全国では、令和2年度と比べ全体で9,785件増加している。

○本県では、令和2年度と比べ小学校が7件減少、中学校が45件増加、高等学校が4件減少であり、全体では34件増加した。

○暴力行為の1,000人あたりの発生件数は、本県は4.3件であった。

（3）形態別件数

①小学校

（単位：件）

	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
R元	6,445	38	31,203	102	294	0	4,606	10	42,548	150
R2	5,890	101	29,881	129	531	3	3,990	21	40,292	254
R3	6,597	50	35,452	160	389	2	4,649	35	47,087	247

②中学校

（単位：件）

	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
R元	2,875	16	18,398	170	566	6	5,281	53	27,120	245
R2	2,421	22	13,874	154	398	7	3,816	44	20,509	227
R3	2,481	27	16,488	181	388	5	4,226	59	23,583	272

③高等学校

（単位：件）

	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
R元	310	6	2,854	26	158	2	1,242	10	4,564	44
R2	210	3	1,691	20	86	0	803	2	2,790	25
R3	208	1	1,671	13	99	0	728	7	2,706	21

2 いじめについて

- (1) 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (2) 件数 (単位：件)

年度	校種	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
		全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
R元	認知件数	479,447	1,893	102,738	615	13,918	140	2,963	20	599,066	2,668
	解消件数	400,440	1,748	83,841	581	11,694	137	2,381	20	498,356	2,486
	解消率	83.5%	92.3%	81.6%	94.5%	84.0%	97.9%	80.4%	100%	83.2%	93.2%
R2	認知件数	416,861	1,471	78,537	483	10,238	82	2,203	2	507,839	2,038
	解消件数	322,677	1,336	60,361	433	8,119	73	1,711	2	392,868	1,844
	解消率	77.4%	90.8%	76.9%	89.6%	79.3%	89.0%	77.7%	100%	77.4%	90.5%
R3	認知件数	496,094	1,331	95,263	385	11,129	74	2,623	1	605,109	1,791
	解消件数	398,614	1,194	75,201	345	8,978	62	2,128	1	484,921	1,602
	解消率	80.4%	89.7%	78.9%	89.6%	80.7%	83.8%	81.1%	100%	80.1%	89.4%

○全国では、令和2年度と比べ全体で97,270件増加している。

○本県では、小学校が140件減少、中学校が98件減少、高等学校が8件減少、特別支援学校が1件減少で、全体で247件減少している。

○児童生徒1,000人あたりのいじめの認知件数は、本県は14.1件（前年度16.0件）である。
 なお、本県の校種別では、小学校は19.7件（同21.4件）、中学校は11.5件（同14.5件）、高等学校は3.1件（同3.3件）、特別支援学校は0.6件（同1.2件）である。

- (3) いじめの態様（複数回答） (単位：件)

態様	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	282,582 (46.5)	858 (53.5)	59,282 (52.7)	264 (54.7)	6,385 (47.4)	60 (56.6)	1,263 (39.9)	1 (100.0)	349,512 (47.4)	1,183 (53.9)
仲間はずれ、集団による無視をされる。	61,127 (10.1)	143 (8.9)	8,949 (8.0)	34 (7.0)	1,615 (12.0)	9 (8.5)	183 (5.8)	0 (0.0)	71,874 (9.8)	186 (8.5)
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	124,059 (20.4)	304 (19.0)	13,669 (12.1)	55 (11.4)	833 (6.2)	5 (4.7)	625 (19.8)	0 (0.0)	139,186 (18.9)	364 (16.6)
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	31,218 (5.1)	58 (3.6)	4,689 (4.2)	27 (5.6)	315 (2.3)	4 (3.8)	181 (5.7)	0 (0.0)	36,403 (4.9)	89 (4.1)
金品をたかられる。	4,393 (0.7)	11 (0.7)	781 (0.7)	1 (0.2)	243 (1.8)	0 (0.0)	40 (1.3)	0 (0.0)	5,457 (0.7)	12 (0.5)
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	25,430 (4.2)	64 (4.0)	4,715 (4.2)	26 (5.4)	541 (4.0)	4 (3.8)	102 (3.2)	0 (0.0)	30,788 (4.2)	94 (4.3)
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	47,742 (7.9)	74 (4.6)	7,786 (6.9)	23 (4.8)	695 (5.2)	11 (10.4)	343 (10.8)	0 (0.0)	56,566 (7.7)	108 (4.9)
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	9,264 (1.5)	25 (1.6)	9,458 (8.4)	42 (8.7)	2,003 (14.9)	12 (11.3)	205 (6.5)	0 (0.0)	20,930 (2.8)	79 (3.6)
その他	21,907 (3.6)	67 (4.2)	3,229 (2.9)	11 (2.3)	837 (6.2)	1 (0.9)	220 (7.0)	0 (0.0)	26,193 (3.6)	79 (3.6)

() 内の数字は、学校種ごとの回答総数に対する割合(%)

- (4) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

(国公立・小・中・高・特別支援学校合計)

(単位：件)

	「重大事態」が発生した学校数	「重大事態」発生件数	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」発生件数	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」発生件数
R3	3	3	1	3

○法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、同項第2号に規定する「重大事態」は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

3 長期欠席について

- (1) 「長期欠席者」とは、病気、経済的理由、不登校、新型コロナウイルスの感染回避、その他の理由により、年間30日以上欠席した者をいう。

- (2) 長期欠席者数

(単位：人)

	小 学 校		中 学 校		高等学校		計	
	全 国	長 崎	全 国	長 崎	全 国	長 崎	全 国	長 崎
R元	92,216 (1.5)	614 (0.9)	155,224 (5.2)	1,547 (4.0)	57,008 (2.7)	452 (1.8)	304,448 (2.7)	2,613 (2.0)
R2	112,305 (1.8)	777 (1.1)	166,241 (5.6)	1,657 (5.0)	60,190 (2.9)	551 (2.4)	338,736 (3.0)	2,985 (2.4)
R3	176,933 (2.9)	1,200 (1.8)	221,202 (7.4)	2,129 (6.4)	88,268 (4.4)	623 (2.6)	486,403 (4.4)	3,952 (3.2)

() 内の数字は全児童生徒数に対する割合 (%)

○全児童生徒に対する長期欠席児童生徒数の割合は、全国は4.4%、本県は3.2%であった。

4 不登校について

- (1) 「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない、あるいは、したくてもできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避、その他の理由によるものを除く）をいい、本調査では、年間30日以上欠席した者をいう。

- (2) 不登校児童生徒数

(単位：人)

	小 学 校		中 学 校		高等学校		計	
	全 国	長 崎	全 国	長 崎	全 国	長 崎	全 国	長 崎
R元	52,905 (0.8)	455 (0.7)	122,519 (4.1)	1,335 (4.0)	37,692 (1.8)	373 (1.5)	213,116 (1.9)	2,163 (1.7)
R2	62,862 (1.0)	536 (0.8)	127,671 (4.3)	1,373 (4.1)	32,127 (1.5)	370 (1.6)	222,660 (2.0)	2,279 (1.8)
R3	80,825 (1.3)	745 (1.1)	157,019 (5.3)	1,648 (4.9)	37,919 (1.9)	391 (1.7)	275,763 (2.5)	2,784 (2.2)

() 内の数字は全児童生徒数に対する割合 (%)

○全国では、令和2年度と比べ全体で53,103人増加し、全児童生徒数に占める割合は0.5pt増の2.5%であった。

○本県では、令和2年度と比べ全体で505人増加し、全児童生徒数に占める割合は0.4pt増の2.2%であった。

- (3) 不登校の要因（主たるものを一つ選択）

(単位：人)

区 分	小学校		中学校		高等学校		計	
	全 国	長崎県	全 国	長崎県	全 国	長崎県	全 国	長崎県
いじめ	228 (0.3)	1 (0.1)	221 (0.1)	1 (0.1)	55 (0.1)	0 (0.0)	504 (0.2)	2 (0.1)
いじめを除く友人関係をめぐる問題	4,944 (6.1)	65 (8.7)	18,083 (11.5)	233 (14.1)	3,085 (8.1)	42 (10.7)	26,112 (9.5)	340 (12.2)
教職員との関係をめぐる問題	1,490 (1.8)	30 (4.0)	1,421 (0.9)	20 (1.2)	170 (0.4)	6 (1.5)	3,081 (1.1)	56 (2.0)
学業の不振	2,586 (3.2)	13 (1.7)	9,526 (6.1)	89 (5.4)	2,365 (6.2)	21 (5.4)	14,477 (5.2)	123 (4.4)
進路に係る不安	143 (0.2)	1 (0.1)	1,265 (0.8)	14 (0.8)	1,511 (4.0)	11 (2.8)	2,919 (1.1)	26 (0.9)
クラブ活動、部活動等への不適応	10 (0.0)	0 (0.0)	808 (0.5)	15 (0.9)	212 (0.6)	7 (1.8)	1,030 (0.4)	22 (0.8)
学校のきまり等をめぐる問題	536 (0.7)	3 (0.4)	1,146 (0.7)	13 (0.8)	262 (0.7)	1 (0.3)	1,944 (0.7)	17 (0.6)
入学、転編入学、進級時の不適応	1,412 (1.7)	23 (3.1)	6,054 (3.9)	54 (3.3)	3,230 (8.5)	37 (9.5)	10,696 (3.9)	114 (4.1)
家庭の生活環境の急激な変化	2,693 (3.3)	21 (2.8)	3,640 (2.3)	47 (2.9)	662 (1.7)	7 (1.8)	6,995 (2.5)	75 (2.7)
親子の関わり方	10,708 (13.2)	106 (14.2)	8,523 (5.4)	107 (6.5)	1,231 (3.2)	39 (10.0)	20,462 (7.4)	252 (9.1)
家庭内の不和	1,227 (1.5)	11 (1.5)	2,675 (1.7)	20 (1.2)	689 (1.8)	10 (2.6)	4,591 (1.7)	41 (1.5)
生活リズムの乱れ、あそび、非行	10,644 (13.2)	139 (18.7)	17,557 (11.2)	280 (17.0)	6,301 (16.6)	36 (9.2)	34,502 (12.5)	455 (16.3)
無気力、不安	40,270 (49.8)	303 (40.7)	78,705 (50.1)	695 (42.2)	15,223 (40.1)	124 (31.7)	134,198 (48.7)	1122 (40.3)
上記に該当なし	3,934 (4.9)	29 (3.9)	7,395 (4.7)	60 (3.6)	2,923 (7.7)	50 (12.8)	14,252 (5.2)	139 (5.0)

() 内の数字は、学校種ごとの回答総数に対する割合 (%)

(100.0)

(100.0)

(100.0)

(100.0)

5 中途退学（公立高等学校）について

(1) 「中途退学」とは、年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規定（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含まない。

(2) 中途退学者数 (単位：人)

年 度	全 日 制		定 時 制		通 信 制		計	
	全 国	長 崎	全 国	長 崎	全 国	長 崎	全 国	長 崎
R元	15,063 (0.7)	143 (0.6)	6,710 (8.5)	64 (10.0)	3,265 (5.8)	17 (1.5)	25,038 (1.1)	224 (0.9)
R2	11,754 (0.6)	146 (0.6)	5,426 (7.1)	46 (7.3)	3,103 (5.6)	13 (1.2)	20,283 (1.0)	205 (0.8)
R3	12,971 (0.7)	125 (0.6)	5,115 (7.1)	52 (8.9)	2,521 (4.7)	9 (0.9)	20,607 (1.0)	186 (0.8)

() 内の数字は全生徒数に対する割合 (%)

○全国では、令和2年度と比べて、全体で324人増加している。

○本県では、令和2年度と比べて全日制で21名減少、定時制で6名増加、通信制で4名減少しており、全体では19人減少、全生徒数に占める割合は昨年度と同じく0.8%であった。

(3) 事由別中途退学者数（主たるものを一つ選択） (単位：人)

理 由	課 程	全 日 制			定 時 制			通 信 制			計		
		R 2	R 3	割合 (%)	R 2	R 3	割合 (%)	R 2	R 3	割合 (%)	R 2	R 3	割合 (%)
学業不振		2	1	(0.8)	1	0	(0.0)	0	0	(0.0)	3	1	(0.5)
学校生活・学業不適応		20	37	(29.6)	15	26	(50.0)	1	0	(0.0)	36	63	(33.9)
進 路 変 更	別の高校への入学を希望	32	30	(24.0)	8	7	(13.5)	3	6		43	43	(23.1)
	専修・各種学校への入学を希望	4	2	(1.6)	1	0	(0.0)	0	0	(0.0)	5	2	(1.1)
	就職を希望	33	22	(17.6)	14	9	(17.3)	8	1	(11.1)	55	32	(17.2)
	高卒程度認定試験受験を希望	15	8	(6.4)	0	0	(0.0)	0	0	(0.0)	15	8	(4.3)
	その他	13	4	(3.2)	1	1	(1.9)	1	0	(0.0)	15	5	(2.7)
小 計		97	66	(52.8)	24	17	(32.7)	12	7	(77.8)	133	90	(48.4)
病気・けが・死亡		11	5	(4.0)	0	1	(1.9)	0	1	(11.1)	11	7	(3.8)
経済的理由		0	0	(0.0)	1	0	(0.0)	0	0	(0.0)	1	0	(0.0)
家庭の事情		5	8	(6.4)	3	1	(1.9)	0	1	(11.1)	8	10	(5.4)
問題行動等		4	1	(0.8)	2	3	(5.8)	0	0	(0.0)	6	4	(2.2)
その他		7	7	(5.6)	0	4	(7.7)	0	0	(0.0)	7	11	(5.9)
計		146	125	(100)	46	52	(100)	13	9	(100)	205	186	(100)

() 内の数字は中途退学者数に対する割合 (%)